

## 検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき次のとおり検定を実施する。

令和6年7月2日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

### 1 検定の種別、級、定員および実施期日

| 種別       | 級  | 定員  | 実施期日 |                            |
|----------|----|-----|------|----------------------------|
| 施設警備業務   | 2級 | 20人 | 学科試験 | 令和6年10月4日(金)午前10時から正午まで    |
|          |    |     | 実技試験 | 令和6年11月8日(金)午前10時から午後5時まで  |
| 交通誘導警備業務 | 2級 | 20人 | 学科試験 | 令和6年10月4日(金)午後1時から午後3時まで   |
|          |    |     | 実技試験 | 令和6年11月15日(金)午前10時から午後5時まで |
| 雑踏警備業務   | 2級 | 20人 | 学科試験 | 令和6年10月4日(金)午後3時から午後5時まで   |
|          |    |     | 実技試験 | 令和6年11月22日(金)午前10時から午後5時まで |

2 実施場所 蒲生郡日野町大字北脇1番3 滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊

3 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に所属する警備員

4 受検申請手続等

(1) 申請期間 令和6年9月2日(月)から同月11日(水)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 申請場所

ア 滋賀県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課

イ 滋賀県内の営業所に所属する警備員 所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課または生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 写真2葉（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの）

ウ 次の書面のうち該当するもの1通

(7) 滋賀県内に住所を有する者 住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し、公的機関が申請者の住所地宛てに発行した郵便物等その他の住所が明らかとなる書面）

(4) 滋賀県内の営業所に所属する警備員 当該営業所に所属することを疎明する書面

(4) 申請の方法 検定を受検しようとする者は、(2)に示す場所に、(3)に掲げる書類を持参し、提出すること。

5 検定手数料および納付方法 検定申請書提出時に、施設警備業務2級にあつては16,000円、交通誘導警備業務2級にあつては14,000円、雑踏警備業務2級にあつては13,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、検定申請を受理した後は、納付した検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付 申請を受理した警察署において、後日、受検票を交付する。

7 検定の方法 検定は、学科試験および実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。なお、実技試験を受検する者が実技試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、その者に対する試験を中断し、以後の実技試験を行わないことがある。

8 検定内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(4) 法令に関すること。

(7) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(7) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ロ) 車両等の誘導に関すること。

(ハ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(7) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ロ) 雑踏の整理に関すること。

(ハ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(7) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

(1) 検定当日の受付手続 検定当日は、開始時刻の 30 分前から開始時刻までの間に、試験会場において受付手続を終えること。

(2) 携行品 検定当日は、受検票および筆記用具を必ず持参すること。なお、実技試験当日は、前記携行品に加え警笛、運動靴および雨衣を持参するとともに、警備員である受検者にあつては、制服および制帽を着用すること。

10 検定に関する問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 077-522-1231）または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

11 その他 天災その他不可抗力の事態により、検定日、場所等を変更し、または検定を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。